

経済産業省

平成19・06・20地局第2号

平成19年6月25日

各都道府県知事 殿

経済産業省地域経済産業審議官

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画における施設整備と農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について（技術的助言）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条の適切な運用に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、留意願います。

なお、各経済産業局長に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

法第7条に規定する地域産業活性化協議会を組織する都道府県及び市町村が、法第5条に規定する基本計画において同条第2項第7号に規定する施設（工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。以下「事業施設」という。）について具体的な位置を同項第3号に規定する特に重点的に企業立地を図るべき区域（事業施設の用地をその設定区域内に含むものに限る。以下「企業立地重点促進区域」という。）内に定めようとする場合であつて、当該施設用地に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下単に「農用地区域」という。）、並びに農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）が含まれるときは、都道府県商工担当部局が農業振興地域制度担当部局及び農地転用許可制度担当部局との間で次のように調整を行うこと。

また、このことについては、農林水産省農村振興局と調整済みである。

なお、貴団体の区域内の市町村長に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

1. 調整を行うべき相手方

事業施設について具体的な位置を企業立地重点促進区域内に定めようとする場合であって、以下の(1)～(3)が含まれる場合においては、下記の相手方と調整することとする。

- (1) 農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づき都道府県知事の許可を受けなければならない農地等

相手方：都道府県農地転用許可制度担当部局

- (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づき農林水産大臣の許可を受けなければならない農地等

相手方：地方農政局（北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。都道府県農地転用許可制度担当部局を經由して調整を行う。）

- (3) 農用地区域

相手方：市町村農業振興地域整備計画担当部局

都道府県農業振興地域整備計画担当部局

2. 調整の内容

調整は、事業施設の整備に関し次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した書面を作成し、これに(6)に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) 予定される事業主体の民間企業、一般社団法人等、土地開発公社、地方自治体、独立行政法人等の別。なお、事業主体が確定している場合には、名称、主たる事務所の所在地、業務内容、代表者の氏名及び連絡先。

- (2) 事業施設の用地の位置、地目別面積

- (3) 事業施設の整備の内容

①事業施設の用地の造成面積

②造成後の土地利用区分別面積

- (4) 基本的な取水・排水計画の概要

- (5) 工事の実施予定時期

(6) 添付図面

- ①事業施設の用地の範囲を明示した一千分の一ないし五千分の一程度の縮尺の図面
(転用候補地を明示すること)
- ②造成後の土地利用計画図
- ③企業立地重点促進区域を明示した図面(事業施設を明示すること。)

3. 事業施設の位置等の変更

事業主体、事業施設の位置、種類、面積及び取水・排水計画について変更の必要が生じたときは、その変更部分について1. 及び2. に準じて調整を行うものとする。

4. その他

1.(2) 及び2. により、地方農政局と調整を了した施設の整備に係る農地転用については、農地転用の事前審査(「農地等転用関係事務処理要領の制定について」(昭和46年4月26日付け46農地B第500号農地局長通知)第1の3の事前審査をいう。)を了したものとして取り扱うものとされている。